

サービスコード		サービス内容略称	算定単位		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111	Ⅰ 訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1176単位	1176	1月につき	
	2111				訪問型独自サービスⅠ日割	39単位	39	1日につき
	1211		Ⅱ 訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	2349単位	2349	1月につき
	2211					訪問型独自サービスⅡ日割	77単位	77
	1321		Ⅲ 訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	要支援2 (週2回を超える程度)	3727単位	3727	1月につき
	2321					訪問型独自サービスⅢ日割	123単位	123
	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき	
	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算		1月につき	
	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算		1日につき	
	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき	
	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算		1日につき	
	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき	
	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき	
	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき	
	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100		
	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算			
	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算			
	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算			
	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算			
	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算			
6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算				
6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算				

(注1) 令和3年度介護報酬改定における新設は青色、変更は黄色で表示しています。

(注2) 同一建物減算、処遇改善加算、特定処遇改善加算、特別地域加算及び中山間地域に係る加算は、介護予防訪問型サービスⅠ及びⅡで共通して使用するコードです。